

## 電気工事業登録証の再交付の申請

### 1 電気工事業の登録証は、再交付を受けることができます。

電気工事業の登録証を紛失したり汚損したりした場合には、申請により登録証の再交付を受けることができます。

### 2 手続きに必要な書類

書類	部数	備考
登録証再交付申請書	1	※押印は不要です。
電気工事業者登録証	1	汚損の場合は、既に交付されている電気工事業者登録証を返納してください。

### 3 手数料

2,200円（鳥取県収入証紙により、納入してください。）

### 4 申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送または持参してください。

（郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご検討ください。）

鳥取県危機管理局消防防災課  
〒680-8570  
鳥取市東町一丁目271番地  
電話 0857-26-7063

※ 鳥 取 県 証 紙 貼 付 欄 ( 消 印 は し な い こ と ) 2, 200円
---

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

## 登録証再交付申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定により、次のとおり申請します。

### 1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 鳥取県知事登録第 号

### 2 再交付の理由

汚損 紛失

※どちらかを○で囲んでください。